

三重県高等学校等修学奨学金の連帯保証人となる方へ

◆連帯保証人の役割

連帯保証人は、主たる債務者である奨学生本人と連帯して奨学金返還の責任を負います。滞納が生じた場合は、連帯保証人に奨学金の返還を求めることになります。

また、滞納が長期化した場合、債権回収業者等からの督促や裁判所を通じた支払督促、預貯金や給与の差押えを行うことがあります。

◆連帯保証人が行う手続き

連帯保証人の役割の重要性から、連帯保証人の本人確認は厳格に行う必要があります。

そのため、本奨学金の採用(内定)決定以降は、重要書類(金額や期間の変更等)の提出時や、住所・氏名等に変更が生じた際等には、連帯保証人の実印押印や、住民票(戸籍)等の提出が必要となりますので、手続きが円滑に進むようご協力をお願いします。

なお、連帯保証人の署名や実印押印が確認できない場合や、必要書類の提出が無い場合は、奨学金貸与の打ち切りや奨学金の一括返還を求める場合があります。

① 本奨学金の申込時に必要な手続き

申込書への署名が必要です。その他必要に応じて、関係書類を求める場合があります。

② 本奨学金の採用(内定)決定時に必要な手続き

奨学金返還誓約書兼借用証書への署名及び実印押印、印鑑登録証明書の提出が必要です。その他必要に応じて、関係書類を求める場合があります。

③ 採用(内定)決定後から奨学金の返還完了までの間に必要な手続き

連帯保証人の住所・氏名等に変更が生じた場合、貸与(返還)金額や貸与(返還)期間等に変更が生じた場合、返還猶予の申込みを行う場合等、必要に応じて連帯保証人の実印押印や関係書類の提出が必要となります。

◆注意事項

- ・本奨学金は、連帯保証人を立てることを貸与の条件としているため、連帯保証人の辞退はできませんが、連帯保証人を変更できる場合があります。
- ・本奨学金は無利子ですが、返還が遅れた場合、遅延損害金が発生する場合があります。

〈問合せ先〉〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育財務課修学支援班 奨学金担当
電話：059-224-2944 (奨学金専用ダイヤル)
受付時間：午前8時30分から午後5時まで (平日のみ)